

学校ICT環境整備加速化支援事業

30年度要求額 817百万円（新規）

教員の長時間勤務が喫緊の課題となっている中で、「統合型校務支援システム」の効率的な導入を促進することにより、全国の学校における校務の情報化を通じた教員の長時間勤務の改善に資する。

※「統合型校務支援システム」導入の勤務時間減効果：大阪市の場合（26年度）224時間/年（クラス担任）、北海道の場合（27年度）：117時間

また、小規模校における教育上の課題（※）を克服する観点から、一定の要件を満たす小規模校における遠隔授業システムの活用を促進する。

※多様な意見に触れて学習する機会が少ない、協働学習の形態が取りづらいなど

① 統合型校務支援システムの導入促進

都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用を促進するため、同システムの共同調達に係る初期導入経費や自治体間の調整経費を支援。

【補助率 1/2】国庫補助額 607百万円/年

② 小規模校における遠隔授業システムの導入支援

児童生徒が減少し、集団の中で多様な意見に触れて学習する環境の維持が難しくなっている小規模校において、児童生徒の学びの質の向上を図るため、他校等と連携した遠隔授業システムの導入を支援。

【補助率 1/2】国庫補助額 209百万円/年



地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(学校を核とした地域力強化プランにおいて実施・国庫補助率1/3 ※指定都市・中核市の直接実施の場合負担率各2/3) 平成29年度予算額 86百万円
 (実施主体: 都道府県・指定都市・中核市、負担率: 都道府県、市町村各1/3) 平成30年度概算要求額 111百万円

- 学校や通学路における子供の安全を確保することが必要
- 学校現場はオーバーフロー状態、教職員だけでは安全確保が困難

地域全体で取り
組む体制が必要

- 家庭と地域の関係機関・団体との連携強化
- 地域のボランティアを養成・確保して活用

スクールガード・リーダーの巡回等の強化

スクールガード・リーダー 育成講習会の充実【拡充】

スクールガード・リーダーとしての資質を備えた人材を継続的に確保するため、学校安全に積極的に取り組んでいた教職員OB等を対象に育成講習会を開催。

スクールガード・リーダーの委嘱

警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校を定期的に巡回し、見守り活動のポイントや改善すべき点等の指導と評価や、スクールガードに対する指導等を行う。また、学校等の巡回指導を円滑にするため、スクールガード・リーダーの連絡協議会等を開催する。

見守り活動を行うスクールガードの養成・支援

各地域の子供の見守り活動の支援

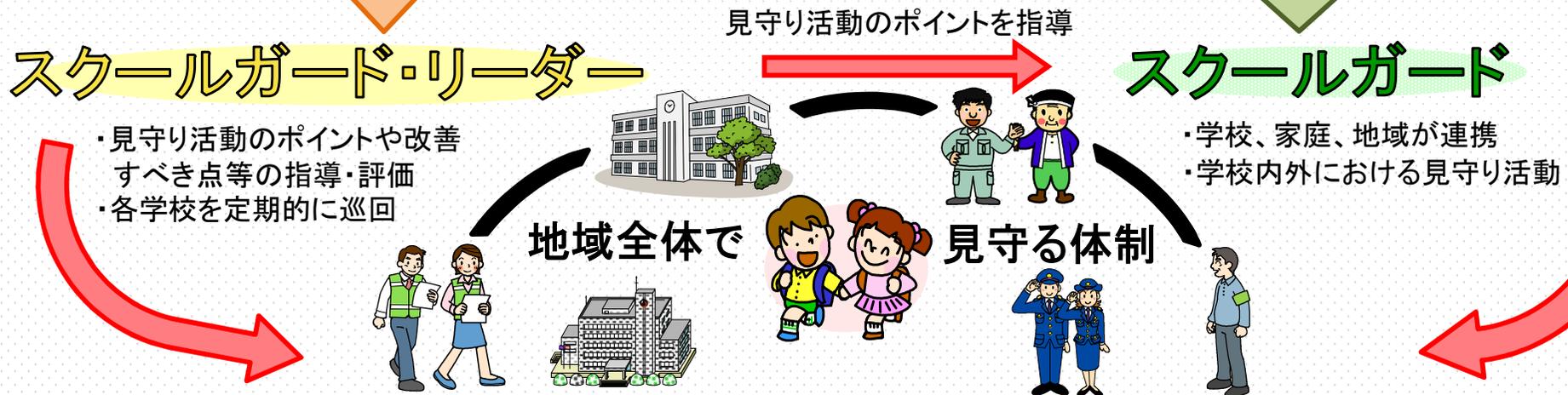
各地域の通学路や学校で実施されている子供の見守り活動などの、防犯活動に対する支援の実施。

【活動例】

- ・登下校時におけるパトロール・防犯訓練の実施
- ・通学安全マップ作製・防犯ブザーを児童へ貸与
- ・ICTを活用し、関係者間で情報を効果的に共有できる取組の実施

スクールガード 養成講習会の充実【拡充】

通学路等で子供たちを見守るスクールガード(学校安全ボランティア)を養成するために、最新の安全に関する情報・意識啓発による質の向上などを学ぶことができる養成講習会を開催。



学校安全ボランティア等を安全かつ効果的に活用する仕組みを整備して、
地域全体で、子供の安全を見守る体制を整備

学校給食費徴収・管理業務の改善・充実

平成30年度概算要求額 47百万円(新規)

事業概要

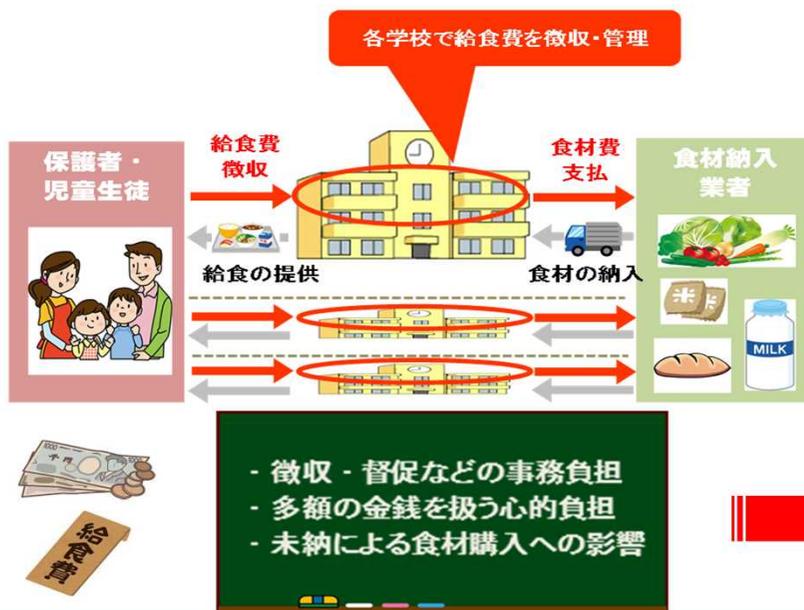
教職員の業務負担軽減等の観点から、学校給食費の徴収・管理業務について、学校から自治体への移管を促進するため、自治体による徴収・管理の課題の解決方法等の調査研究を行い、モデル事業での実践・成果等も踏まえ、学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを作成する。

先進的な自治体における徴収・管理の課題の解決方法や効果等の事例を収集・分析

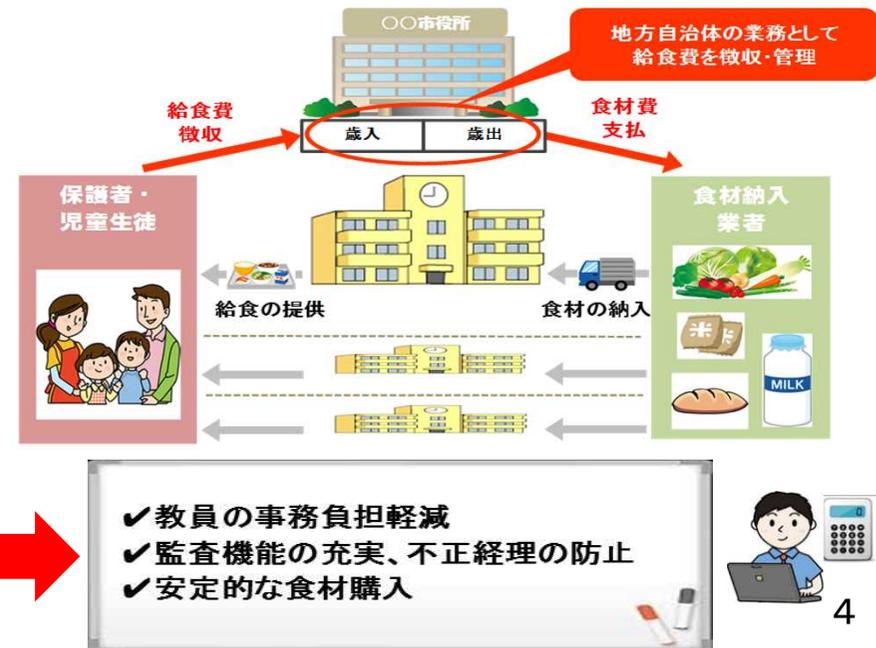
学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインの作成

学校から自治体への事務移管
学校現場の負担軽減
業務の適正化の推進

◆学校が行う徴収・管理（教職員による徴収・管理）



◆自治体が行う徴収・管理（担当部署による徴収・管理）



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

—平成30年度概算要求額—

スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度概算要求額 4,806百万円
(平成29年度予算額4,559百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)

H30:27,500校

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

- ①全公立小学校に対する配置(週1日) 17,500校(16,000校)
- 【通常配置【35週×3h×1日】 9,500校(9,600校)】
- 【小中連携型配置【35週×4h×1日】 8,000校(6,400校)】

<学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)
- 【通常配置【35週×4h×1日】 5,800校(6,600校)】
- 【小中連携型配置【35週×4h×1日】 4,000校(3,200校)】
- 【公立中学校週5日体制の実施【35週×4h×5日】 200校(200校)】

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

- ③貧困・虐待対策のための重点配置(週1日追加) 1,000校(1,000校)
- 【35週×4h×1日】

- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化(週1日)
- 【35週×4h×1日】 250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成30年度概算要求額 1,842百万円
(平成29年度予算額1,258百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)

H30:8,000人

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

- (1)小中学校のための配置 8,000人(5,000人)
- 【48週×3h×1日】

<教育委員会等>



- (2)貧困・虐待対策のための重点配置(週1日追加) 1,000人(1,000人)
- 【48週×3h×1日】

- (3)高等学校のための配置 47人(47人) 【48週×3h×3日】

- (4)質向上のためのSV配置 47人(47人) 【48週×3h×5日】



<家庭>

<福祉関連機関>



平成30年度要求額:51億円 対前年度+5億円

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

都道府県・指定都市が公立学校の教育活動として実施する下記のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置に要する費用の1/3以内を補助

学力向上を目的とした学校教育活動支援

平成30年度要求額:36億円<8,600人>

当該分野に知見のある人材(退職教職員や教員志望の大学生など)

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組



学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応



進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援



その他(教員の指導力向上等)

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援



※ H29までメニューの一つとして実施していた中学校部活動支援については、別途、新規事業化。

スクール・サポート・スタッフの配置

平成30年度要求額:15億円<3,600人>

地域の人材(卒業生の保護者など)

学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフを配置し、教員の負担軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

教員業務支援

- 学習プリント等の印刷・配布準備
- 授業準備の補助
- 採点業務補助



◎ 教員の負担軽減を図るための事業として実施するものであり、各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

※ H29まで補習等のための指導員等派遣事業のメニューの一つとして実施していた教員業務支援について、教員の働き方改革に向け、個別メニュー化を図り、大幅に拡充。

教員に加えてサポートスタッフを配置することにより、児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応が可能に

チーム学校

教員とサポートスタッフの連携により、学校教育活動が一層充実!



部活動指導員配置促進事業 ～部活動の適正化に向けて～

平成30年度要求額：15億円(配置人数：7,100人) <新規>

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。<スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象>

現状・課題

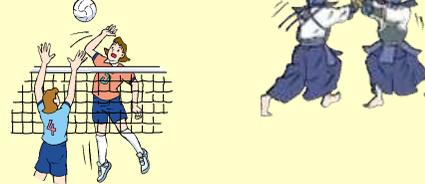
- ◇中学校教諭の部活動に係る1日当たり勤務時間は、土日で1時間4分増加(H18：1時間6分→H28：2時間10分)
(出典)文科省「教員勤務実態調査(平成28年度)」(速報値)
- ◇中学校の運動部活動担当教員のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技経験がない教員の割合45.9%
(出典)(公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」

対応策

- ◇適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を促す。
⇒「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」策定中
- ◇**指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置促進**

期待される効果

- ◇**教員の働き方改革**
 - ・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
 - ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減
- ◇**部活動の質的な向上**
 - ・正しい理解に基づく、技術の向上
 - ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
 - ・想定される事故・けがの未然防止



〔部活動指導員の活用例〕



※この他、部活動指導員と教員とが顧問として役割分担を行い、教員の負担軽減を図ることも可能

補助金の概要

- 原則として補助対象は「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に該当する者)を想定
- 1校あたり3人程度の部活動指導員を計画的に配置(4年計画の初年度：全体計画の1/4を計上)
- 事業主体：都道府県、市町村※公立の中学校等の設置者(部活動指導員に関する規則等を整備)
- 補助割合：国1/3(市町村が事業主体の場合、都道府県が1/3、市町村が1/3を負担。都道府県、指定都市の場合は2/3を負担。)
- 補助対象経費：公立の中学校等に配置する部活動指導員に対する報酬等、交通費、出張旅費



いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

(前年度予算:3百万円)
平成30年度概算要求額:53百万円

【背景】

- 国は、**困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士**等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について(第一次提言)(平成25年2月26日教育再生実行会議決定)】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、**実践的な取組**を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定))】

【概要】

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。【2→10箇所】

1. 法的側面からのいじめの予防教育

弁護士が、事例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い(刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等)について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

2. 学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

3. 法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。



- ✓ 調査研究結果の分析・検証・周知
- ✓ 施策への反映



いじめの防止
校務の効率化・負担軽減

学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化している状況の中、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図る。

《義務教育費国庫負担金》

平成30年度要求額：1兆5,189億円(対前年度 ▲60億円)

・教職員定数の改善	+73億円 (+3,415人)	・教員給与の見直し	+ 3億円
・基礎定数化に伴う当然増	+ 8億円 (+ 385人)	・教職員の若返り等による給与減	▲79億円
・教職員定数の自然減	▲65億円 (▲3,000人)		

(参考) 被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、前年同の教職員定数(1,000人)を別途要求(21億円)【復興特別会計】

※ 厳しい財政状況を勘案し、真に必要な性の高い事項に限定することにより、**国民に追加的な財政負担を求めないように最大限努める。**(H30要求は▲60億円の要求)

☆教職員定数の改善

3,415人«22,755人»

« »内はH38年度までの改善予定数

「教員の働き方改革」

3,200人«19,700人»

1. 学校の指導体制の充実 教員の負担軽減による教育の質の向上～持ち授業時数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実～

①小学校専科指導に必要な教員の充実	2,200人«6,635人»
②中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実	500人«4,100人»

2. 学校の運営体制の強化 校長、副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化

①学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員)	400人«8,365人»
②主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化	100人« 600人»

複雑化・困難化する教育課題への対応

【再掲を含む】 715人«7,155人»

①いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化	【再掲】 500人«4,100人»
②貧困等に起因する学力課題の解消	100人« 800人»
③「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備 ・養護教諭 ・栄養教諭等	40人«1,330人»
④統合校・小規模校への支援	75人« 925人»

※上記の他、平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連の教職員定数の増減が発生する。

H30年度における内訳は以下のとおり。

・通級による指導	505人	・日本語指導	58人
・初任者研修	63人	・自然減等	▲241人
計385人			

■今後の教職員定数の見通し

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた**予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定**

区分	H30～H38	うちH30
定数改善 (a)	22,755	3,415
基礎化関連当然増 (b)	3,476	385
自然減 (c)	▲ 32,200	▲ 3,000
差し引き増減 (a + b + c)	▲ 5,969	800

☆教員給与の見直し (H31.1～)

- ①管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の支給率改善)
- ②部活動手当の支給要件の見直し(土日4時間程度に加え、土日2時間以上4時間未満の区分を新設)